

(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分の希望に沿った介護サービスが受けられるようにするため、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の実情に応じた施設・居住系サービス基盤の整備や高齢者向け住まいの整備を推進することが必要です。

①多様なサービス基盤の整備促進 (★)

【現状と課題】

- ・後期高齢者人口の増加に伴い、県内の要介護認定者数は増加していくことが見込まれており、これに対応するために必要なサービスを提供する介護基盤の整備が必要です。
- ・前期計画に基づき、施設・居住系サービスを中心とした介護基盤の整備を行うなど、一定程度の整備は進んでいますが、小規模多機能型居宅介護等の整備については、計画値を下回っています。
- ・さらに、県内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所申込者のうち、在宅で要介護度が3以上等の早急に対応が必要と考えられる方は719人（令和4年（2022年）4月1日現在）であり、これらの方々に対する対応や、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）の高齢者人口推計等を踏まえたサービス基盤の整備が必要です。
- ・一方で、既に後期高齢者数が減少している地域もでてきており、各市町村におけるニーズを十分に踏まえたものとすることが重要です。
- ・また、介護保険施設や養護老人ホームについては、老朽化が進んでいるところも多く、一部の施設（昭和56年（1981年）以前に建築された施設）においては、耐震基準を満たしていない状況です。

【目指すべき方向】

- ・施設・居住系サービスを中心とした介護基盤の整備については、今後の市町村や高齢者福祉圏域における高齢者人口の動向を踏まえ、各市町村の計画に沿った整備を進めます。
- ・在宅における要介護度の高い人や認知症の症状の重い人等に適切な介護サービスを提供するために、必要な施設・居住系サービスを整備します。
- ・また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した在宅サービスの整備を推進します。
- ・老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについては、改築等を支援して、安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を図ります。

【個別施策】

○施設・居住系サービスの整備

- ・高齢者が住み慣れた地域で状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを中心とした施設・居住系サービス等の整備を支援します。
- ・耐震化されていない施設を含め、老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについて、必要な改築等を支援します。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・地域の実情を踏まえ必要な介護老人福祉施設を整備します。
- ・特例入所の必要性を適切に判断できるよう、制度の周知に努めます。

●介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、必要数が確保できていると考えられるため、原則、新たな整備を控えることとします。
- ・介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を促します。

●介護医療院

- ・介護療養型医療施設が令和5年度（2023年度）末をもって廃止されたことから、介護療養病床等からの転換により介護医療院は増加していきます。引き続き医療療養病床からの転換等に適切に対応していきます。

●特定施設入居者生活介護

- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及び有料老人ホームにおいて、介護を必要とする人が増えているため、既存又は新設の一定の定員について、施設としての介護サービス（特定施設入居者生活介護）が提供できるよう移行を促します。

●地域密着型サービス

- ・市町村の計画に基づき、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備が進むよう支援します。

【特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況】

	現 況
有料老人ホーム（単位：人）	11,211
サービス付き高齢者向け住宅（単位：戸数）	2,847

※令和5年12月末時点

【各期における主要なサービスの整備状況・計画】 (単位：人)

施設・居住系サービス等の種類	第7期末 整備数	第8期 (見込み)	第9期 (計画)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	9,432	231	76
広域型	7,407	86	63
地域密着型	2,025	145	13
介護老人保健施設	6,438	—	—
介護医療院	—	2,092	42
特定施設入居者生活介護	1,832	326	319
認知症対応型共同生活介護	3,273	203	73
小規模多機能型居宅介護事業所 (看護小規模多機能型も含む)	3,835	99	78
合 計	24,810	3,182	588

※整備数は整備着手年度（期）ベース

②個室・ユニットケアの推進

【現状と課題】

- ・ 介護保険施設や養護老人ホームの整備に当たっては、より在宅に近い居住環境で質の高いサービス（ケア）が提供されるよう、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアの充実が求められています。
- ・ そのため、入所者に在宅に近い生活環境や個々の生活リズムに合わせ、職員とのなじみの関係の中で質の高いサービス（個別ケア）を提供するため、個室・ユニットケアを推進していく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 入所者の個性と生活リズムを尊重した個室・ユニットケアを推進します。
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計のうちユニット型の入所定員の合計が50%以上（介護老人福祉施設は70%以上）となる

ことを目指します。

【個別施策】

○個別ケアの充実に向けた施設環境の整備

- ・介護保険施設や養護老人ホームの整備に当たっては、個別ケアを進める手段の一つとして、個室ユニット化、個室化に係る整備への助成を行います。
- ・開設時から質の高いサービスを提供するため、施設職員に対する研修を支援します。

③特養等における医療・看護サービスの推進

【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、グループホーム、居宅等で暮らす高齢者の介護又は病状の重度化に伴い、看取りやたんの吸引、経管栄養をはじめとした重度者への医療的ケア等の必要性が高まってくるため、介護職員によるたんの吸引・経管栄養の実施や、介護保険施設や居宅等の高齢者が望む場所での看取りができる体制の確保が必要です。

【目指すべき方向】

- ・病院以外の場所で人生の最期を迎える人やたんの吸引・経管栄養が必要な高齢者の増加が見込まれることから、家族の意向等も勘案し、本人が安心して生活し、望む場所で最期を迎えることができるよう、施設等における看取り体制の整備及びたんの吸引等を推進します。

【個別施策】

○高齢者が望む場所での看取りが可能な体制づくり

- ・施設入所者等の高齢化や重度化が進んでいる現状を踏まえ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の看取り空間の整備を支援します。

○介護職員へのたんの吸引等の研修

- ・介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業を行う研修機関や、介護福祉士が実地研修を受講するための喀痰吸引等事業者の登録を行うとともに、法令等に基づく認定証の交付を実施します。

④多様な住まいの確保

【現状と課題】

- ・今後、独居高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点から非常に重要な課題です。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の同一敷地内で複数

の入居者にサービス提供が可能な介護サービス事業所等を併設している場合において、適切なサービスが提供されるためには、利用者の意向を踏まえた自由な介護サービスの選択や、介護保険サービスとそれ以外の独自サービスとの区分の明確化等、サービスの質の確保が必要です。

【目指すべき方向】

- ・ 熊本県高齢者居住安定確保計画との調和を図り、高齢者向け住宅等が地域のニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。
- ・ 生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）について地域の実情に応じ一定数を確保します。
- ・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、市町村と連携しながら特定施設入居者生活介護への移行を促します。
- ・ また、介護サービス事業所等が併設されている場合においては、入居者の意向に沿った適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導、立入検査の強化、研修の充実、市町村との連携等、必要な取組を推進していきます。

【個別施策】

○高齢者向け住まいの適切な供給

- ・ 整備費の補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの地域ニーズに応じた適切な供給を図ります。

○軽費老人ホーム（ケアハウス）への支援

- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）を低額な料金で利用できるよう、利用料の減免に対して補助金を交付します。

○養護老人ホームの老朽化に伴う改築支援

- ・ 養護老人ホームについては、老朽化に伴う改築等に対して支援します。

○高齢者向け住まいに関する情報提供の充実

- ・ 高齢者やその家族等が心身の状況等に応じて、適切に有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいを選択できるよう、ホームページ等による情報提供を行います。

○有料老人ホーム等への立入検査等

- ・ 有料老人ホーム設置に係る事前協議等を通じ、入居者への事前説明や安全対策等の徹底に係る指導を行います。
- ・ 市町村と連携を図りながら、計画的な立入検査、未届施設の把握と届出指導の実施等、県指導指針に基づく運営が行われるよう助言・指導を行うとともに、有料老人ホームの質の確保、向上のための研修を実施します。

○県営住宅のバリアフリー化

- ・ 既設の県営住宅について、段差の解消、3点給湯、手すりの設置、スイッチのワイド化等のバリアフリー対応工事を実施します。